

市刊行物(広報こおりやま等)の配送について

市刊行物(広報こおりやま等)は、原則1町内会1か所に配送していますが、配布する方の負担軽減のため、次の条件をもとに「分割配送」を行っています。

配送先や部数の変更がある場合は、以下のとおり御連絡ください。

<分割条件>

1つの町内会全体の配布件数により、原則として次のとおりとなります。

・200世帯以上300世帯未満 「2分割以内」

・300世帯以上 「3分割以内」

※200世帯未満の町内会等には、分割配送を行いませんので御了承ください。

1 提出書類について

◆分割配送の 条件に該当しない 又は 分割配送を希望しない 場合

→「町内会等関係事項変更届」の「2 広報配送について」に御記入ください。

◆分割配送先の 変更 又は 新たに分割を希望する 場合

→「市刊行物分割配送申込書」に必要事項を御記入ください。

2 提出期限

◆配送先が変わる場合

広報こおりやま 4月号 (3月下旬配送分) から変更を希望する場合 3月8日(金) まで

広報こおりやま 5月号 (4月下旬配送分) から変更を希望する場合 4月5日(金) まで

変更は通年で受け付けています。6月号以降から変更を希望する場合も、前月8日
(8日が休日の場合はその前日)までに書類を提出してください。

◆配布部数のみ変わる場合 ※電話連絡でも可

→前月12日 (12日が休日の場合はその前日)までに御報告ください。

毎月12日までの受付 … 届出翌月号(届出月末配送)から変更

毎月13日以降の受付 … 届出翌々月号(届出翌月末配送)から変更

※祝日などにより期限が変更となる場合もあります。

3 その他

(1) 報告は「かんたん電子申請(パソコンやスマートフォンからの申請)」で可能です。詳しくは、同封の通知裏面を御確認ください。

(2) 広報こおりやまは、毎月1回、原則26日までに配送しています。道路状況や気象状況等様々な事情により、各月同じ配送日、配送時間にはなりませんので御理解願います。また、届きましたら毎月月末までに各戸への配布を完了くださるよう御協力願います。